

平成 28 年 12 月 火災共済改定のご案内

平成 28 年 12 月改定

いつも福島県火災共済協同組合をご利用いただきまして誠にありがとうございます。
平成 28 年 12 月以降共済始期の契約について、火災共済の商品改定を実施いたしました。
このチラシでは、商品改定の背景等についてご説明しますので、内容をご確認いただきとともに、引き続きご契約を賜りますよう、何卒よろしくお願ひ申し上げます。

商品改定の背景

(1) 自然災害や水濡れ損害による共済金の支払が近年、増加しています。

自然災害の増加

自然災害による共済金の支払が増加しています。

(a) 台風災害による共済金の支払が、増加しています。

(b) 台風以外の風雹災や

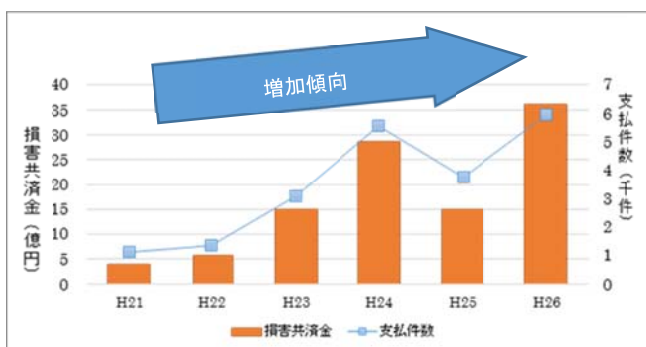
雪災による

共済金の支払も、

増加しています。



風・雹・雪災による損害共済金および支払件数の推移



水濡れ損害の増加

冬季の凍結などで

水道管等に生じた偶然な

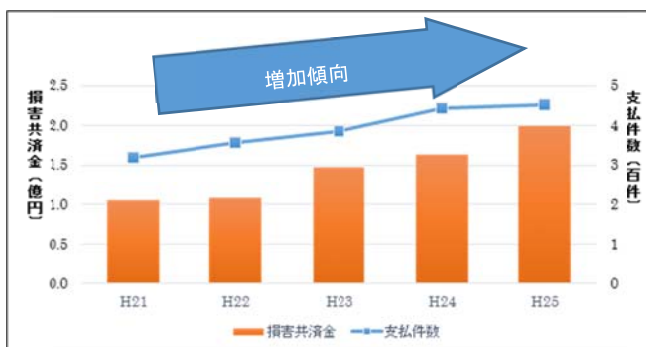
事故による水濡れ損害の

共済金の支払が

増加しています。



水濡れ損害による損害共済金および件数の推移



(2) 地球温暖化により自然災害の将来予測に不確実な要素が増しているとの研究成果が発表されました。

I P C C (※) の評価報告書等、近年の地球温暖化研究の成果によると、自然災害の将来予測については不確実な要素が増していることが明らかとなってきたことから、火災共済においても長期のリスク評価が難しくなりました。

※ I P C C (Intergovernmental Panel On Climate Change: 気候変動に関する政府間パネル)

気候変化の影響や対応策等の評価を全世界的な規模で行うことにより、政策決定者に判断材料や根拠を提供することを目的として設立させた政府間会議。

商品改定の内容

表面の商品改定の背景を主な理由として、次の改定を実施いたしました。何卒ご理解いただきますよう、お願い申し上げます。

共済掛金の改定

共済掛金の改定を実施いたしました。改定率は、ご契約者様のご契約の内容（共済の対象、所在地、構造、用法、補償内容等）によって異なります。

共済期間 10 年制限

ご契約いただける共済期間を最長 10 年間とさせていただきます。

※総合火災共済、新総合火災共済の共済期間は最長 7 年から 10 年に拡大します。

約款の改定

分かりやすさを向上させるため、約款の改定を実施いたしました。

※風災や雪災等の事故により損害共済金をお支払する場合の記載内容 等

その他の主な改定内容

(1) 割引制度を新設しました。

築浅割引の新設

築 10 年未満の建物について、最大 10% の割引をおこなう築浅割引を新設します。

長期年払割引の新設

長期年払契約で、払込方法が口座振替の場合、最大 10% の割引をおこなう長期年払割引を新設します。

(2) ご契約者様のご要望に沿った補償をお選びいただきやすくなりました。

価額協定共済特約の付帯可能契約の拡大

価額協定共済特約を普通火災共済、総合火災共済にも付帯することができるようになります。

新価共済特約の改定

風災、雹災、雪災についても新価基準の補償となります。また、罹災後の復旧の有無に関わらず新価基準の補償となります。

(3) ご契約者様の利便性を向上できるサービスを新設しました。

初回共済掛金の翌月払制度の新設

共済掛金の払込方法が口座振替の場合にキャッシュレスで補償を開始する「口座振替契約の初回共済掛金の翌月払」制度を新設します。

(4) ご契約者様の補償内容を充実いたしました。

自然災害の補償内容の充実

普通火災共済、総合火災共済の風・雹・雪災の補償内容を充実いたしました。また、総合火災共済の水災の補償内容を充実いたしました。